和歌山県建設技術開発及び普及支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、和歌山県内の企業等が新しい建設技術(建設工事に係る工法又は資材をいう。 以下同じ。)を開発することを支援するため、和歌山県が実施する支援事業について必要な事項を 定める。

(定義)

- 第2条 この要領において「県内企業等」とは、県内に本店又は主たる事務所を置く法人又は団体をいう。
- 2 この要領において「建設技術開発」とは、建設技術を新たに開発し、又は既に普及している建設技術を元に、独自の技術又は工夫を加えて開発することをいう。
- 3 この要領において「技術の成立性」とは、開発した建設技術が、その利用の目的に係る仕様及び 基準を満たし、かつ、関係法令の規定に反しないものであることが証明されており、建設工事にお けるその利用が成立することをいう。
- 4 この要領において「和歌山県けんさんぴん登録制度」とは、和歌山県けんさんぴん登録制度実施 要綱(平成19年7月17日制定)に規定する工法、資材等の登録制度をいう。

(建設技術の開発及び普及の支援)

- 第3条 知事は、県内企業等が行う建設技術開発の支援として、和歌山県が行う建設工事において用いられるために必要な助言を行うとともに、次に掲げる建設技術の開発の段階の区分に応じ、当該各号に定める支援を行うことのほか、その内容を和歌山県のホームページに掲載し、普及を図ることとする。
- (1) 試験施工段階 県有地から試験施工を実施するために適当な場所を選び、必要最小限の範囲内で提供する。
- (2) 製品段階 和歌山県が行う建設工事において、県内企業等が開発した建設技術の普及を図るため、当該建設技術を用いることを条件として建設工事を発注する。
- 2 前項第1号の支援を実施する場合において、知事は、県有地の適切な管理のため必要な範囲において、条件を付して提供するものとする。
- 3 第1項第2号の支援は、第7条に規定する選定建設技術につき1回限りとする。 (支援の申請)
- 第4条 前条の支援を受けようとする者は、知事に対して、和歌山県建設技術開発及び普及支援申請書(別記第1号様式)を提出しなければならない。
- 2 前項の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも 該当する者でなければならない。
- (1) 県内企業等であること。
- (2) 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等若しくは 同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと、又は禁 錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなく なるまでの者でないこと。
- (3) 主として申請に係る工法を開発し、又は資材を開発し、若しくは製造する者であること。
- (4) 共同開発を行う者がある場合にあっては、当該共同開発を行う者(法人にあっては、その従業員を含む。)が第2号に掲げる要件に該当する者でないこと。

- (5) 雇用する従業員が第2号に掲げる要件に該当する者でないこと。
- 3 第1項の申請に係る建設技術は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。
- (1)知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項の知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。)に関して、関係法令の規定に違反するものではないこと。
- (2) 次条の規定により既に選定された建設技術と規格又は仕様が同一でないものであること。ただし、第3条第1項第1号に定める支援を受けた者が、同項第2号に定める支援を受けるため、第1項の申請をする場合においては、この限りでない。
- (3) 和歌山県けんさんぴん登録制度に登録されている建設技術(登録を取り消されたものを含む。) と規格又は仕様が同一のものでないこと。
- (4) 建設技術として完成しているものにあっては、その技術の成立性並びに施工及び積算の方法に 関する情報が、利用者に対して提供できるものであり、かつ、当該建設技術に係る工法又は資材 の価格が、他の工法又は資材の価格と比して著しく高額なものでないこと。
- 第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る建設技術が次に掲げる基準に適合すると認めるものを選定し、第3条第1項の支援を行うものとする。ただし、第3条第1項第各号に規定する支援は、当該建設技術に係る調査を行い、適合する現場又は発注工事がある場合に限る。
 - (1) 建設工事の品質の向上又はコストの縮減に資するものであること。
- (2) 和歌山県けんさんぴん登録制度に登録されることが見込まれるものであること。
- 2 知事は前項の選定後、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。 (選定の有効期間)
- 第6条 第5条第1項の選定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、当該選定の日から起算して 2年を経過する日の属する年度の末日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間(以下「延 長有効期間」という。)を延長する。
- (1) 有効期間内に第3条第1項各号に定める支援を受ける見込みがなく、当該有効期間の満了前に その延長を申し出て、知事の承認を受けた場合 2年間
- (2) 第3条第1項第1号に定める支援において、有効期間を超えて試験施工を実施する必要がある ため、当該有効期間の満了前にその延長を申し出て、知事の承認を受けた場合 知事が相当と認め る期間
- (3) 第3条第1項第2号に定める支援において、和歌山県が発注する工事の履行期限が有効期間を 超える場合 当該有効期間の末日の翌日から当該履行期限の末日までの期間

(選定建設技術の変更)

(選定基準)

第7条 第5条第1項の規定により、選定を受けることとなった建設技術(以下「選定建設技術」という。)を選定された者(以下「選定者」という。)は、当該選定技術に関して、細目で定める事項の変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、その変更が細目で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

(開発等の中止)

第8条 選定者は、有効期間内において、選定建設技術の開発・販売又は製造の中止をしようとするときは、速やかに、その旨を和歌山県建設技術開発支援及び普及支援中止申請書(別記第2号様式)により知事に届け出なければならない。

(試験施工の中止又は中断)

- 第9条 知事は、第3条第1号に定める支援を実施した場合において、特別の事由があると認めると きは、当該支援に係る試験施工の中止又は中断を命ずることができる。
- 2 知事は、前項の命令を行う場合には、書面をもって通知する。
- 3 第1項の命令を受けた者は、知事の指示に従い、試験施工を中止又は中断しなければならない。 (選定の取消し)
- 第10条 知事は、選定者が次に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、選定を取り消すことができる。
- (1) 第4条第1項の規定により申請した内容に虚偽があると認められるとき。
- (2) 選定者が第4条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (3) 選定建設技術が第4条第3項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (4) 第3条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (5) 第8条の規定による届出があったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が支援を継続することが困難と認めるとき、又は選定者が選 定建設技術の開発を継続することができないことが明らかなとき。
- 2 知事は、前項の規定により選定を取り消した場合は、速やかに、申請者に通知するものとする。 (結果報告)
- 第11条 第3条第1項第1号の支援を受けた者は、試験施工が終了した場合にあっては、その旨及び その結果について、当該試験施工終了後2週間以内に、試験施工完了報告書(別記第3号様式)に より知事に対して報告しなければならない。

(費用負担)

第12条 第3条第1項第1号の支援に係る試験施工の実施に要する一切の費用及び前条の報告に係る 経費は、当該支援を受ける選定者において負担するものとする。

(和歌山県けんさんぴん登録制度への登録)

第13条 選定者は、選定建設技術(建設技術として完成しているものに限る。)を和歌山県けんさん ぴん登録制度によるけんさんぴんの登録を行うよう努めるものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、県内企業等の建設技術開発の支援に関し必要な事項は、細目で定めるものとする。

附則

この要領は平成29年2月16日から施行する。